

自転車を安全で適正に 利用するために

もし、あなたが自転車に乗っていて、歩行者などに衝突してしまったら…

加害者になってしまったあなたは、損害賠償の責任を負うおそれがあります。

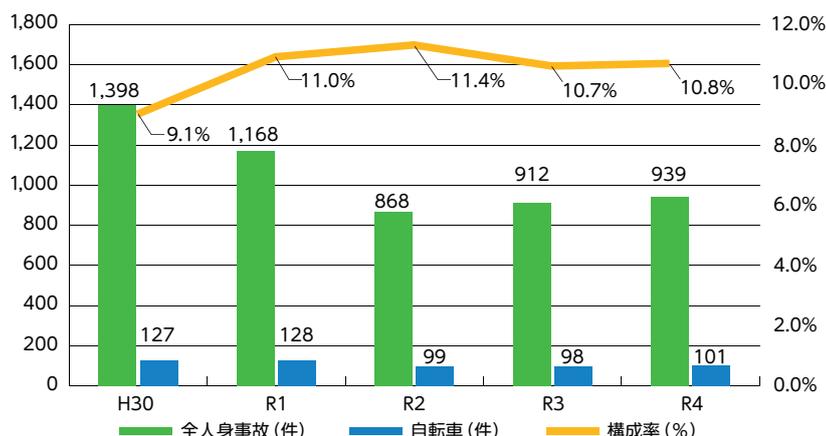
場合によっては、事故に遭った被害者は、ケガを負ったり、命を落としたりすることもあります。

こうした厳しい現実には、自転車利用者一人一人が、交通ルールを知らなかったり、無視したりした結果、「責任」という形で問われることになります。

自転車は身近で便利な乗り物ではありますが、正しいルールに沿って安全で適正に利用しましょう。

● 自転車での人身事故の割合は、10%前後で推移しています

自転車事故の推移



福井県自転車の安全で適正な利用に関する条例施行(令和4年7月1日)・改正道路交通法施行(令和5年4月1日)

☑ 自転車保険等の加入義務

自転車利用者は、利用に係る個人賠償責任保険等に加入する必要があります

☑ ヘルメットの着用

自転車利用者は、利用時にヘルメットを着用しましょう

☑ 自転車の定期的な点検整備

ブレーキ、タイヤ、ライト等の点検整備をしましょう

☑ 交通ルールとマナーの遵守

並進やスマホ使用・傘さし等のながら運転はやめましょう

自転車事故の高額賠償事例

(平成25年7月4日神戸地裁)

自転車乗車中の小学生が歩行者と衝突し、歩行者が意識不明の重体となった事故

9,521万円

自転車損害賠償責任保険等の加入は義務です！

●加入義務の自転車損害賠償責任保険等とは

令和4年7月1日より「福井県自転車の安全で適正な利用に関する条例」が施行され、県内で自転車を利用する場合、自転車損害賠償責任保険等に加入することが義務化されました。

ここでいう自転車損害賠償責任保険等とは、自転車を利用中の事故により、人の生命または身体を害した場合や、他人の物を壊したりした場合に、法律上の損害賠償責任を補償できる保険や共済をいいます。

●自転車損害賠償責任保険等に加入しているか確認しましょう！

ご家族等が加入されている保険等で補償対象となっている場合もあります

自転車損害賠償責任保険等※に加入していますか？
もしくは
自転車にTSマーク(点検日から1年以内)が貼られていますか？
(TSマーク付帯保険…点検整備された自転車の車体に付帯する保険であり、原則、誰が運転しても補償の対象)




※自転車損害賠償責任保険等
自転車を利用中の事故により、人の生命または身体を害した場合や、他人の物を壊したりした場合に、法律上の損害賠償責任を補償できる保険や共済です。

はい

わからない

いいえ

次のいずれかの保険や共済に加入していますか？

※保険証券等で確認してください。
 ※特約等で付帯されている場合もあります。個人賠償にも対応しているかどうか特約欄等を確認してください。
 なお、「特約」の名称は、個人賠償責任補償特約、日常生活賠償特約等、保険会社等により異なります。
 ※ご家族等が損害賠償責任を補償する保険等に加入し、すでに補償対象となっている場合もありますので、ご家族等にも確認してください。重複加入にご注意ください。

- ① **自転車保険** (インターネットやコンビニ等で加入可能な自転車事故に備えた保険等に加入)
- ② **自動車保険** (自動車保険等の加入時等に個人賠償責任補償特約に加入)
- ③ **火災保険** (火災保険等の加入時等に個人賠償責任補償特約に加入)
- ④ **傷害保険** (傷害保険等の加入時等に個人賠償責任補償特約に加入)
- ⑤ **会社等の団体保険** (会社等の職場で個人賠償責任保険に加入)
- ⑥ **PTAの保険** (PTA等が窓口となった総合補償制度に加入)
- ⑦ **クレジットカードの付帯保険** (オプションで個人賠償責任保険に加入)

はい

わからない

いいえ

自転車損害賠償責任保険等に加入しています。

※補償額や保険の種類についても自身の状況に応じて再度検討してください。

保険証券等をご用意の上、ご加入の保険・共済事業者や代理店、会社等にご確認、ご相談ください。

※補償がない場合には、別途加入する必要があります。

自転車損害賠償責任保険等に加入する必要があります。

※保険等の重複加入にご注意ください。ご家族等にも保険等の加入状況について確認してください。

自転車保険・共済の相談はコチラ

【保険関係】 (一社) 福井県損害保険代理業協会 ☎0776・57・1665

【共済関係】 こくみん共済coop(全労済) ☎0776・26・6123

福井県民共済生活協同組合 ☎0776・31・5452

JA共済連福井

☎0776・27・8273

福井県民生協(CO・OP共済) ☎0120・50・9431 (五十音順)

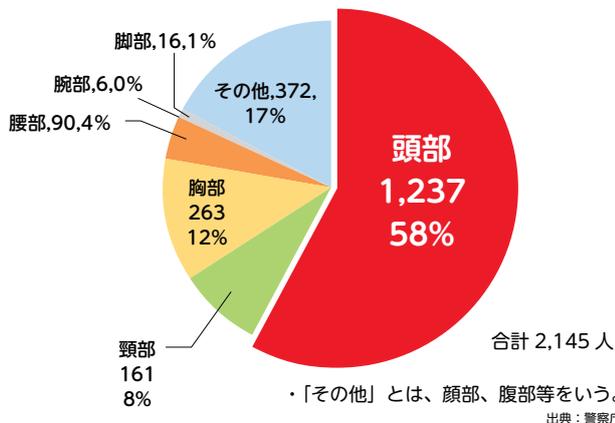
2

命を守るヘルメットを着用しましょう！



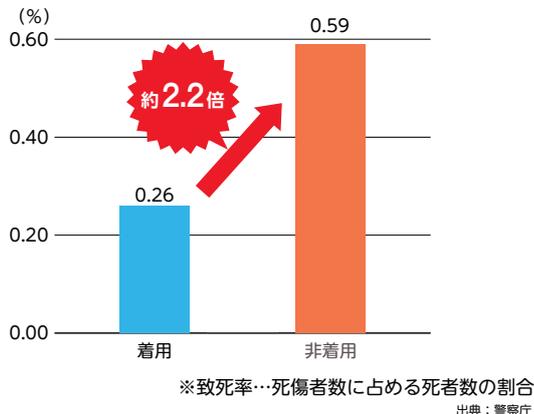
自転車乗車中死者の人身損傷主部位 (致命傷の部位)

(平成 29 年～令和 3 年合計)



自転車乗車中のヘルメット着用状況別の致死率*

(平成 29 年～令和 3 年合計)



自転車用ヘルメット



写真は一例です。ヘルメットはメーカーにより、種類・色・型・サイズがさまざまです。お近くの販売店等でぜひ一度手にとってみてください。



- ☑ 道路交通法の一部改正により、全ての自転車利用者に対し、自転車の乗車用ヘルメット着用努力義務が課されることとなります。(令和 5 年 4 月 1 日施行)

3

普段から点検・整備を忘れずに！

安全点検のポイント

ブレーキ

自転車には前輪と後輪の両方にブレーキが必要です。ブレーキは時速 10 キロ走行時に 3m で止まれる性能を備える必要があります。「ピストバイク」と呼ばれるブレーキのない競技用の自転車は公道では使用できません。



ベル

自転車は、「警笛鳴らせ」の道路標識のある場所ではベル（警音器）を鳴らさなければなりません。危険防止のためにやむを得ない場合にもベルを鳴らすことができませんが、こうした場合以外にむやみに鳴らすことは禁止されています。



ライト

夜間の自転車の無灯火運転は大変危険です。夜間やトンネル内ではライト（前照灯・尾灯）を点灯しなければなりません。安全に通行できる程度に、しっかりと進行方向を照らす前照灯を備える必要があります。



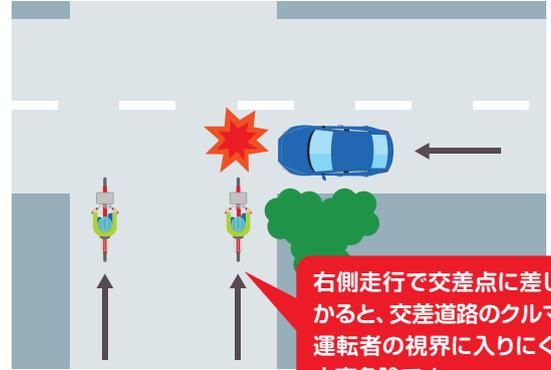
- 点検整備や TS マークに関する相談は、以下にお問い合わせください。
福井県自転車軽自動車商協同組合 TEL 0776-24-0366
- 自転車に乗る前には、具合の悪いところがないか点検しましょう。また、定期的に自転車安全整備店で点検・整備を受けましょう。



① 自転車は車両です。車道では左側通行がルールです。



クルマの運転者は、「自転車は左側を走るもの」と思っています。右側を走ると思わぬ事故に！



自転車が通行できる路側帯

一般の路側帯 (白線 1 本)



路側帯を通行する場合には、歩行者の通行を妨げないような速度と方法で通行しなければなりません。

駐停車禁止路側帯 (白線+破線)



自転車が通行できない路側帯

歩行者用路側帯 (白線 2 本)



歩行者用路側帯では自転車を押して歩くか、車道の路側帯寄りを通行しましょう。

② 自転車は原則、車道通行です。歩道を通行できるとは限りません。

- 歩道は歩行者優先ですが、歩道に「通行可」の標識等があるときや、車道を走行できないときなどは、自転車も歩道を通行できます。
- 歩道では歩行者に注意して車道寄りを徐行し、歩行者の邪魔になるときは必ず一時停止しなければなりません。

道路標識や道路標示で自転車の歩道通行が許可されている場合



- 指定部分や車道寄りを通行

運転者が子どもや高齢者の場合



- 13歳未満の子ども
- 70歳以上の高齢者
- 体の不自由な人が自転車を運転するとき

安全のためにやむを得ない場合



- 道路工事や駐停車車両が続いているような場合で、車道を通行するのが危険な場合

③交差点の横断や通行方法にもルールがあります。

- ✓ 交差点やその近くに自転車横断帯があれば、その自転車横断帯を通行しなければなりません。
- ✓ 横断歩道は、歩行者の横断のための場所です。横断中の歩行者がいない場合を除き、自転車に乗ったまま通行してはなりません。
- ✓ 横断歩道に歩行者がいないなど、歩行者の通行を妨げるおそれのない場合は、自転車に乗ったまま横断歩道を進むことができます。
- ✓ 一時停止の標識がある交差点では、停止線の手前で一時停止し、交差点の安全確認をしなければなりません。

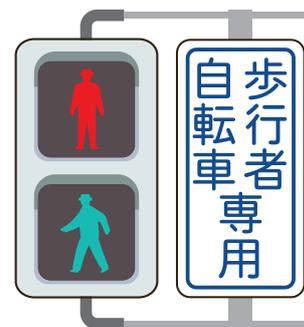


④従う信号機に注意してください。

- ✓ 車両用信号機と「歩行者自転車専用信号機」が設置
車道を通っている場合も、歩道を通っている場合も、
いずれも 歩行者自転車専用信号機に従ってください。



車両用信号機

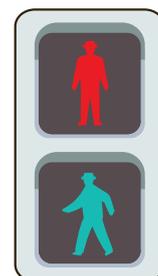


歩行者自転車専用信号機

- ✓ 車両用信号機と「歩行者用信号機」が設置
 - ・ 車道を通っている場合、車両用信号機に従ってください。
 - ・ 歩道を通っている場合、歩行者用信号機に従ってください。



車両用信号機



歩行者用信号機

ヘルメットを着用していると万が一事故に遭っても、頭部が守られ、死亡リスクが抑えられます。

二人乗り



自転車の二人乗りは、原則禁止されています。(小学校修学の始期に達するまでの者を幼児用座席に乗せるなどの場合を除く)

罰則

違反した場合、
5万円以下の罰金

並進走行



「並進可」の標識があるところ以外では、横に並んで通行することはできません。

罰則

違反した場合、
2万円以下の罰金
または料料

飲酒運転



お酒を飲んだときは、自転車に乗ってはいけません。

罰則

違反した場合、
5年以下の懲役
または100万円以下の罰金
(酒酔い運転を行った場合等)

夜間の無灯火



夜間はもちろん、昼間でもトンネルの中などではライトを点けなければなりません。自転車に乗る前にライトが点くか点検しましょう。

罰則

違反した場合、
5万円以下の罰金

傘さし運転



スマホや携帯電話



大音量のイヤホン



ながら運転は、注意が散漫になったり、安定を失うおそれがあるなど大変危険です。絶対にやめましょう。

罰則

違反した場合、
5万円以下の罰金



Q

条例では、自転車損害賠償責任保険等への加入義務が規定されていますが、どのような保険・共済に加入する必要がありますか？

福井県自転車の安全で適正な利用に関する条例では、**自転車**を運転して歩行者等にケガを負わせた場合に、**その相手方への賠償に対応する保険等**（自転車損害賠償責任保険）に加入する必要があります。

Q

自転車損害賠償責任保険等にはどのようなものがありますか？

休日に自転車を運転して歩行者等にケガを負わせた場合に、その相手方への賠償に対応する保険としては、個人賠償責任保険があります。

この保険は、自転車で歩行者にケガを負わせた場合に加えて、買い物中に商品を壊してしまった場合等にも対応するもので、単独で販売されているものや、自分自身のケガを補償する傷害保険がセットになったもの、さらには自動車保険や自転車の点検整備に付帯しているものなどがあり、個人向け、団体向け、事業者向け等の商品が販売されています。

Q

自転車損害賠償責任保険等にはどこで加入できますか？

個人賠償責任保険、共済、施設所有管理者賠償責任保険等の加入に関しては、保険・共済事業者、保険代理店等に確認してください。(P1 問合せ先「自転車保険・共済の相談はコチラ」参照) TSマーク付帯保険については、お近くの自転車安全整備のいる自転車店にお問合せください。(P2 問合せ先参照)

Q

条例ではどれくらいの補償が必要と規定されていますか？

条例では、賠償額の規定はありません。過去には約9,500万円の高額賠償事例もあります。利用者自身の実情にあった保険等に加入してください。

Q

どのようなヘルメットを着用すればよいですか？

頭部を守るという観点から、SG（セーフグッズ）規格の自転車用ヘルメットの基準をみたすものや、それと同等以上の安全性を有するものの着用が推奨されています。ヘルメットの安全規格等については、取扱店にお問合せください。

Q

自転車利用者自身のケガの補償について保険等の加入は必要ですか？

自転車利用者自身のケガの補償については、条例の規定はありません。利用者自身の実情にあった保険等に加入してください。

Q

自転車利用者一人ひとりが加入手続きをするのですか？

日常生活における自転車事故に備える保険は、自転車利用者自身が加入する必要がありますが、保険商品には本人のみを補償の対象とするもののほか、**家族全員を対象**とするものなどがあり、必ずしも一人ひとりが手続きする必要はありません。実情に合わせて加入してください。

Q

高齢者が加入できる年齢制限のない保険には、どのようなものがありますか？

自転車利用者自身や家族の加入している保険（自動車保険、火災保険、傷害保険等）への特約の付帯、自転車利用者向けの保険などの加入方法があります。

保険の特約については年齢制限が設けられていないものもあり、同居の家族も補償するものが一般的です。家族を含めた現在加入中の保険について、保険・共済事業者、保険代理店等に確認してください。

現在、他の保険に加入されていない場合や特約の付帯ができない場合は、新たに自転車利用者向けの保険へ加入する必要があります。各保険会社が様々な保険商品を用意していると聞いております。

個別の保険内容については保険・共済事業者、保険代理店等にお問合せください。

また、TS マーク付帯保険は自転車に係る保険であるため、年齢を問わずに加入できます。TS マークについては各自転車店にお問合せください。

Q

ヘルメットはどこで購入できますか？

自転車店のほか、ホームセンター、インターネット通販等で購入可能です。帽子タイプのヘルメット等、多様なデザインのヘルメットも商品化されていますので、取扱状況については各店舗にお問合せください。

※県ホームページへの掲載を希望した事業者を掲載しています（令和4年12月31日時点）

事業者名	問合せ先	受付時間
一般財団法人 全日本交通安全協会 (引受幹事保険会社：損害保険ジャパン株式会社)	【団体窓口】 名 称：一般財団法人 全日本交通安全協会 自転車会員係 電話番号：03-6261-2927	9時15分～17時00分 (土日祝、年末年始を除く)
	【サイクル安心保険コールセンター】 名 称：取扱代理店（幹事） 株式会社インシュアランス サービス 自転車保険担当窓口 電話番号：03-4590-1519	9時00分～17時00分 (土日祝、年末年始を除く)
福井県民生活協同組合	名 称：コープ共済センター 電話番号：0120-50-9431	9時00分～18時00分 (日曜日、年末年始を除く)
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	名 称：福井支店 地域戦略室 電話番号：0776-25-7663 FAX番号：0776-22-6020	9時00分～17時00分 (土日祝、年末年始を除く)
福井県民共済生活協同組合 (引受幹事保険会社：損害保険ジャパン株式会社)	名 称：福井県民共済生活協同組合 電話番号：0776-31-5452 FAX番号：0776-31-5454	9時00分～17時00分 (土日祝、年末年始を除く)
一般社団法人自転車安全対策協議会	名 称：一般社団法人自転車安全対策協議会 電話番号：0570-031965	9時00分～17時00分 (土日祝、年末年始を除く)
こくみん共済 coop 〈全労済〉	名 称：こくみん共済 coop 〈全労済〉 福井推進本部 住 所：福井県福井市日之出 1-10-1 電話番号：0776-26-6123 FAX番号：0776-23-3845	9時00分～17時00分 (土日祝、年末年始を除く)
東京海上日動火災保険株式会社	名 称：東京海上日動インターネットサポート 電話番号：0120-677-221	9時00分～17時00分 (土日祝、年末年始を除く)
福井県 PTA 連合会 小中学生総合補償制度	名 称：福井県保険代理業協同組合 住 所：福井県福井市大東 2-1-20 電話番号：0776-57-0135	9時00分～17時00分 (土日祝、年末年始を除く)
株式会社セブンドリーム・ドットコム	名 称：セブンイレブン 自転車保険専用ダイヤル 電話番号：0120-846-711	24時間 365日
日新火災海上保険株式会社	名 称：日新火災海上保険株式会社 福井サービス支店 住 所：福井県福井市大手 3丁目 14-9 商工中金 E.S 福井ビル 4階 電話番号：0776-21-0401 FAX番号：0776-26-8707	9時00分～17時00分 (土日祝、年末年始を除く)
三井住友海上火災保険株式会社	名 称：三井住友海上インターネットデスク 電話番号：0120-933-504	9時00分～17時00分 (土日祝、年末年始を除く)
福井県高等学校 PTA 連合会総合補償制度 (引受保険会社：AIG 損害保険株式会社)	名 称：AIG 損保カスタマーサポートセンター 電話番号：0120-957-580	9時00分～17時00分 (土日祝、年末年始を除く)
AIG 損害保険株式会社	名 称：AIG 損保カスタマーサポートセンター 電話番号：0120-957-580	9時00分～17時00分 (土日祝、年末年始を除く)
共栄火災海上保険株式会社	名 称：共栄火災海上保険株式会社 北陸支店 福井支社 住 所：福井県福井市松本 4-3-14 電話番号：0776-22-3784 FAX番号：0776-26-2934	9時00分～16時45分 (土日祝、年末年始を除く)
総合保険センター	名 称：総合保険センター 住 所：東京都渋谷区恵比寿 1-19-19 恵比寿ビジネスタワー 16階 電話番号：0120-500-572 保険承認番号：WW210623-1	10時00分～18時00分 (土日祝を除く。 水曜日は 15時まで)